

## 第 10 回 F R O M 講演資料

2005 年 11 月 27 日

国立大学法人 鹿屋体育大学 児玉正幸<sup>1</sup>

### 講演：「ヒトの生命の始まり」と着床前診断の是非（倫理的法的妥当性）

#### 目次

#### はじめに

#### ① 「ヒトの生命の始まり」に関する現行法の立場

- (1) ヒトの生命
- (2) 「ヒト」の始まり
- (3) 「胎児」の始まり
- (4) 「胎児」に対する法的保護

#### ② 着床前診断の是非（倫理的法的妥当性）

- (1) P G D 反対論
- (2) 反批判
- (3) 結論

#### はじめに

生理学者エドワーズ Robert Edwards と産科医ステップトゥー Patrick Steptoe<sup>2</sup>

<sup>1</sup> ①専門分野 医学哲学、生命倫理学

②主な研究テーマ：生殖医療の倫理的問題

研究テーマ：日本における受精卵診断による受精卵の選別の試みに関する問題点の医学哲学的整理と指針（科学研究費補助金基盤研究〔C〕〔2〕）の研究課題 課題番号 16520023

<sup>2</sup> Edwards RG, Bavister D, Steptoe PC, Early stages of fertilization in vitro of human oocytes matured in vitro, *Nature* 1969, 221: 632-635.

らが開発した体外受精・胚移植技術（I V F - E T : in vitro fertilization and embryo transfer）により、世界最初の体外受精児ルイーザ・ジョイ・ブラウンが、1978年に英国のオールダムジェネラル病院で誕生してから今日に至るまでに、数十種類の生殖補助医療技術（A R T : assisted reproductive technology）が次々と開発され、不妊患者の診断と治療に広く臨床応用されてきた。A R T が多くの不妊患者を救済してきた反面、社会的倫理的法的問題を提起するようになった事実も否めない。A R T を応用する着床前診断（P G D : preimplantation genetic diagnosis）も無論、社会的倫理的法的問題を免れてはいない。

本発表では、時間的制約の都合上、考察を P G D 最大の倫理的問題—P G D による「ヒト受精卵の選別」は「ヒトの生命の選別」か—に絞った上で、P G D の臨床応用の是非（倫理的法的妥当性）について考察する。

そこで以下、2段階で考察を進める。まず、「ヒトの生命の始まり」について現行法の立場を整理（①）する。そののちに、着床する前の受精卵を選別する P G D の是非（倫理的法的妥当性）について私見（②）を披瀝する。

#### ① 「ヒトの生命の始まり」に関する現行法の立場

ヒトの生命はいつ始まるのか。「受精の瞬間」か、「人間の形が作られ始める時点（受精後 2 週間）」か、それとも「母体外生存が可能な時点（22 週以降）」か、はたまた「出産の瞬間」であろうか<sup>3</sup>。

Edwards RG, Steptoe PC, Purdy JM, Fertilization and cleavage in vitro of preovulation human oocytes, *Nature* 1970, 227: 1307-1309.

Steptoe PC, Edwards RG, Purdy JM, Human blastocysts grown in culture, *Nature* 1971, 229: 133.

<sup>3</sup> 野村総合研究所が 2000 年に科学技術庁の委託で実施した全国意識調査によれば、「いつの時点から人として絶対に侵してはならない存在か」という問に対する回答率は、以下の次第であった。（『ヒト胚性幹細胞及びクローン技術等の研究開発動向及び取扱に関する調査』〔野村総合研究所、66-67 頁、2000 年 3 月〕）

「受精の瞬間」（30.1%）

「人間の形が作られ始める時点（受精後 2 週間）」（16.9%）